○経済産業省告示第百号

計量法（平成四年法律第五十一号）第百三十四条第一項及び第二項の規定に基づき、特定標準器等及び特定の物象の状態の量を現示する標準物質を製造するための器具、機械又は装置を次のように指定したので、同法第百五十九条第一項第十六号の規定に基づき告示する。

なお、平成二十七年経済産業省告示第六十七号（計量法第百三十四条第一項の規定に基づく特定標準器の全部を改正する件）、平成二十七年経済産業省告示第六十八号（計量法第百三十四条第一項の規定に基づく特定標準器の全部を改正する件）、平成二十七年経済産業省告示第六十九号（計量法第百三十四条第一項の規定に基づく特定標準器の全部を改正する件）、平成二十七年経済産業省告示第七十号（計量法第百三十四条第一項の規定に基づく特定標準器の全部を改正する件）、平成二十七年経済産業省告示第七十一号（計量法第百三十四条第一項の規定に基づく特定標準器の全部を改正する件）、平成二十七年経済産業省告示第七十八号（計量法第百三十四条第一項及び第二項の規定に基づく特定標準器等及び特定の物象の状態の量を現示する標準物質を製造するための器具、機械又は装置の指定の全部を改正する件）、平成二十七年経済産業省告示第二百三十六号（計量法第百三十四条第一項の規定に基づき特定標準器を指定した件）、令和元年経済産業省告示第四号（計量法第百三十四条第一項の規定に基づき、特定標準器を指定した件）、令和元年経済産業省告示第五号（計量法第百三十四条第三項及び第四項の規定により、特定標準器等の指定を取り消した件）、令和四年経済産業省告示第百六十号（計量法第百三十四条第四項の規定に基づく同条第二項の指定に係る計量器の指定の取消しに関する件）は廃止する。

令和八年八月七日

経済産業大臣　赤澤　亮正

計量法第百三十四条第一項及び第二項の規定に基づく特定標準器等及び特定の物象の状態の量を現示する標準物質を製造するための器具、機械又は装置の指定

1　計量法（以下「法」という。）第百三十四条第一項に規定する計量器の標準となる特定の物象の状態の量を現示する計量器として経済産業大臣が指定する計量器は、次のとおりとする。

一　光周波数コム装置、標準分銅群、温度定点群実現装置、単結晶シリコン球体、実荷重式、こうかん式及び油圧式力標準機群、光波干渉式標準圧力計、気体流量校正設備、液体流量校正設備、気体流速校正設備、ジョセフソン効果電圧測定装置、量子ホール効果抵抗測定装置、交流電圧用及び交流電流用交直変換器、交直差測定装置、サーミスタ式電圧測定装置、カロリーメータ方式電力測定装置、カロリーメータ方式レーザパワー測定装置、単色平行光発生装置、分光視感効率近似受光器、比較受光器、自己校正測定装置、分光放射輝度照度測定装置、標準マイクロホン音圧相互校正装置、レーザ干渉式振動測定装置、放射能絶対測定装置群、平行平板型自由空気電離箱式照射線量設定装置、グラファイト壁空洞電離箱式照射線量設定装置、グラファイトカロリーメータ、外挿電離箱、速中性子フルエンス絶対測定装置群、熱中性子フルエンス絶対測定装置、中性子放出率基準測定装置、密封小線源カーマ率設定装置、ロックウエル硬さ標準機、ビッカース硬さ標準機、標準湿度発生装置群、キャパシタンス測定装置、角度測定装置、高周波雑音測定装置、高周波減衰量測定装置、標準エアライン群、標準終端器群、標準アンテナ群、トルク標準機群、中真空標準装置、交流抵抗測定装置、交流電流比較校正装置、誘導分圧器校正装置、光減衰量測定装置並びに石油流量校正設備であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの

二　協定世界時に同期した原子時計であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの又は国立研究開発法人情報通信研究機構が保管するもの

三　電力電力量校正装置であって、日本電気計器検定所が保管するもの

2　法第百三十四条第一項に規定する計量器の標準となる特定の物象の状態の量を現示する標準物質を製造するための器具、機械又は装置として経済産業大臣が指定するものは、次のとおりとする。

一　熱量標準安息香酸を製造するための精密天びん及び精密熱量測定装置であって、一般財団法人日本品質保証機構が保管するもの

二　標準ガス又は標準液を製造するための標準ガス製造用精密天びん、標準ガス調製装置、標準液製造用精密天びん、超純水製造装置及び分析計測装置であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管するもの

3　法第百三十四条第二項に規定する特定標準器を用いて計量器の校正をされた計量器であって、その特定標準器に代わり得るものとして計量器の校正に用いることが適当であると認めるもの（以下「特定副標準器」という。）として経済産業大臣が指定するものは、次の表の上欄に掲げる特定標準器に応じ同表の下欄に掲げる特定副標準器とする。

特定標準器	特定副標準器
温度定点群実現装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの	温度計校正用の水の三重点実現装置、インジウム点実現装置、水銀点実現装置、スズ点実現装置及び亜鉛点実現装置並びに放射温度計校正用の亜鉛点実現装置、アルミニウム点実現装置、銀点実現装置、銅点実現装置及び単色放射温度計であって、日本電気計器検定所が保管するもの
光波干渉式標準圧力計であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの	ピストン式一次圧力標準器群であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの
ジョセフソン効果電圧測定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの	電圧発生装置、電圧比測定装置及び標準分圧器であって、日本電気計器検定所が保管するもの
量子ホール効果抵抗測定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの	標準抵抗器及び抵抗比測定装置であって、日本電気計器検定所が保管するもの
交流電圧用及び交流電流用交直変換器並びに交直差測定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの	交流電圧用及び交流電流用交直変換器並びに交直差測定装置であって、日本電気計器検定所が保管するもの
単色平行光発生装置、分光視感効率近似受光器、比較受光器及び自己校正測定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの	単平面型光度標準電球、単平面型照度標準電球及び照度応答度標準受光器であって、日本電気計器検定所が保管するもの
単色平行光発生装置、分光視感効率近似受光器、比較受光器、自己校正測定装置及び配光測定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの	全光束標準電球であって、日本電気計器検定所が保管するもの
分光放射輝度照度測定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの	分光放射照度標準電球及び単平面型分布温度標準電球であって、日本電気計器検定所が保管するもの

その他告示

○国家公安委員会告示第三十四号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の五第三項において準用する同規則第三十九条の二第五項の規定により令和八年七月十三日付けをもって次のとおり原動機を用いる身体障害者用の車の型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。

令和八年八月七日

国家公安委員会委員長　赤間　二郎